

## 7. 景観形成に向けた各種制度の活用

### (1) 景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人を良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。

本市では、本制度に基づく景観整備機構の指定により、民間活力を活用した積極的な景観の形成に努めます。

#### ■景観整備機構が行う主な業務内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、その事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談、その他の援助を行うこと。
- ・管理協定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他公共施設に関する事業、若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと、又はこれらの事業に参加すること。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、その土地の権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

## (2) 景観協議会の設置

景観協議会は、景観計画区域における良好な景観の形成を図る上で必要な協議を行うため、市をはじめ、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織できるものです。

協議会には、必要に応じて関係行政機関や観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、バス事業者等の公益事業者を営む者、住民のほか良好な景観形成を促進するための活動を行う者を加えることができます。

本市では、さまざまな立場の関係者が、共通の場を設けて利害の異なる課題について協議・調整を行うことが可能な景観協議会の設置に努めます。

### ■景観協議会を設置する場合の例

- ・ シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、市、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合。
- ・ 港やバスターミナル周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、市、港周辺の広場管理者、汽船事業者、バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、港周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等、関係者の協働による景観形成、地域活性化策の検討等を行う場合。
- ・ 歴史的なまち並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観形成基準の検討や景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和した道づくりの検討等を行う場合。
- ・ 温泉等の観光レクリエーション施設が集積する地域において、良好な景観を創出するため、市や観光協会、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等の検討等を行う場合。
- ・ 山岳、海峡、河川等の広域的な景観の保全を図るため、市、関係する市町村及び県、景観整備機構、景観活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合。
- ・ 隣接する2以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要がある場合（互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、2以上の景観協議会を共同開催する等）。

### (3) 景観協定制度の活用

景観協定制度は、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、住民自らが必要なルールを定め、土地所有者等の全員の合意により結ぶものです。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多種多様な要素について一体として定めることが可能です。また、より良好な景観の形成のために、法で直接規制することができない建築物や工作物の用途についても定めることが可能となります。

本市では、景観協定制度の活用を推進し、支援を検討していきます。

#### ■景観協定の活用例

- ・ 建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の景観の保全・創出を図っていききたい場合。
- ・ 周辺の緑地と一体的に良好な景観を有している住宅地、集落等において、緑地や樹林地等の保全と併せて建築物や工作物の高さ、色等についての基準を定め、良好な景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ 商店街において、ショーウィンドー、外観等の照明や、店の前に設置する可動式のワゴンの形式を定めること等により、賑わいのある良好な商業景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ シンボルロード沿い等の敷地にセットバックを行い、建築物の前に花を設置したり、清掃活動の回数等を定めること等により、格調と賑わいのあるシンボル空間の形成を図っていききたい場合。
- ・ 商店街、観光地周辺の沿道地域等において、屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけ等を定めることにより、景観の優れたまち並み、観光地と調和した沿道景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ 農家等の建築物と農地が混在する地域において、建築物の形態意匠と農地の保全・利用を一体として定めること等により、良好な農村景観の保全を図っていききたい場合。